

日本レーザー医学会誌 投稿規定

1. まえがき

日本レーザー医学会誌(以下、本誌)は日本レーザー医学会(以下、本学会)の機関紙として年4回発行し、レーザー医学に関する論文およびその他を掲載する。年4回のうち、1回は学術総会抄録集とする。

2. 投稿資格

著者のうち少なくとも1名が本学会会員であることとする。ただし、本学会が原稿を依頼する場合はこの限りではない。

3. 研究倫理

ヒトを対象とした研究を扱う論文では、ヘルシンキ宣言を遵守したものであること。また、原則として所属する施設等の倫理委員会から許可を受けたこと、および各患者からインフォームド・コンセントを得たことを記載する。動物実験を扱う論文では、所属施設の動物実験委員会の許可を受けたことを記載しなければならない。

4. 著作権の取り扱い

別途定める本学会著作権規定による。

5. 投稿論文の受付、採択と掲載

オンライン(<http://mc.manuscriptcentral.com/jjlslm>)による投稿を推奨する。論文の採否は日本レーザー医学会誌編集委員会(以下、編集委員会)により決定する。掲載が決定された論文について希望者には掲載予定証明書を発行する。掲載順序は原則として受付け順とするが、編集の都合で変更することがある。

6. 投稿論文の査読と再投稿

編集委員会は投稿論文の内容に基づき査読者を決定・依頼し、査読報告に基づき掲載の可否、原稿修正の要否を決定する。著者は編集委員会から修正を求められた場合、原則として編集委員会が提示した期限内に修正原稿を提出する。原稿を著者に返送した後3か月経過しても再提出のない場合、その論文は取り下げられたものとみなす。

7. 関連法規の遵守

投稿者・著者は「著作権譲渡書および関連法規遵守宣言書」の内容を理解し、論文内容における関連法規に関する遵守を同書で宣言するものとする。この宣言における事実誤認または虚偽や過失により掲載された論文に対する訴えがあった場合、本学会および編集委員会は一切の責めを負わない。

8. 原稿作成上の注意、執筆要領

原稿作成上の注意、執筆要領は以下のとおりとする。ただし、本学会が原稿を依頼する場合はこの限りではない。

表紙要旨および本文

1) 原稿は和文または英文とする。表紙要旨および本文はA4版に横書き・ダブルスペースで作成する。

2) 原稿の表紙には以下の事項を記載する。表紙と本文は分けて用意すること。

表題(日本語・英語)

著者名(日本語・英語)

著者所属機関名、住所、連絡先(電話番号、メールアドレス)(日本語・英語)

3) 要旨、Abstractおよびキーワード：

本文の前に要旨(和文200文字程度および対訳英文)および5語程度のキーワード(日本語・英語)を添付すること。

4) 本文

本文には著者名、所属機関名、住所、連絡先等の個人情報は含めないこと。

5) 学術用語は日本医学会医学用語辞典(日本医学用語管理委員会編)および専門学会が選定した用語を用いること。

6) 論文中の計量単位は原則として国際単位系(SI)に準じる。

7) 原著論文は「1.緒言(または背景)」、「2.目的」、「3.対象と方法」、「4.結果」、「5.考察」、「6.結論」の順序に従い記載すること。

8) 各内容の規定ページ数は、1編につき次のとおりで、いずれも図、写真、表は合わせて10枚以内とする。和文2,750文字相当、英文1000語、図表6枚を刷上り1ページに換算する。

- a. 原著、総説、特別解説 …………… 10ページ以内(刷上がり)
- b. 症例報告 …………… 5ページ以内(刷上がり)
- c. 短報(速報性の高い原著) …………… 2ページ以内(刷上がり)
- d. Letter to the editor …………… 2ページ以内(刷上がり)
- e. レーザー施設紹介 …………… 2ページ以内(刷上がり)

図および表

- 1) 図および表は、A4判用紙を用いて1枚ずつ作成し、それぞれに通し番号(Fig.1, Fig.2…) (Table 1, Table 2…) を付ける。本文中に挿入したい箇所があるときは、その挿入箇所を本文原稿中に朱書きで示す。写真は図として通算する。
- 2) 図・表は本文に対応する簡潔な説明を英文にて記載し原稿に付記すること。
- 3) カラー印刷を希望する場合は、投稿の際、図表ごとに記載すること。カラー印刷料は依頼原稿などを除き著者負担となる(誌面は白黒、オンライン上のみカラーの場合は無料)。
- 4) 症例紹介時などの患者顔写真は目隠しをするなど、個人が特定できる資料については適切に配慮すること。

引用文献記載法

文献は引用箇所に引用順に番号をつけ、本文の末尾に番号順に並べる。順序は、雑誌は著者名(全員)、表題、雑誌名、巻、頁(始頁-終頁)、年(西暦)の順に記載する。書籍は著者(全員)、論文名、編集者名、書籍名、頁(始頁-終頁)、年(西暦)、編集社名の順に記載し、学会抄録誌や紀要などもこれらに準じて記載すること。略誌名はList of Journals Indexed for MEDLINE (<http://www.nlm.nih.gov/archive/20130415/tsd/serials/lji.html>) に準じ、これに掲載されていないものは雑誌名を省略せずに記載すること。

- ・本文中記載例；
・・・といった報告がある^{1,2)}。
- ・引用文献記載例；
雑誌の場合
・ 榎引俊宏, 栗津邦男: レーザーによる骨髄幹細胞の分化促進とそのメカニズム. 日本レーザー医学会誌, 28: 117-121, 2007.
・ T. Kushibiki, K. Awazu: Enhancement of osteoblast differentiation by regulating circadian clock protein, Cryptochrome, with blue-violet laser irradiation to mesenchymal stromal cells. Jpn. J. Laser. Surg. Med., 28: 91-96, 2007.
- 書籍の場合
・ 栗津邦男: レーザーによる生体への影響, 大森豊明編, 生体物理刺激と生体反応, 263-269, 2004, フジテックノシステム社.
・ T. Kushibiki: Laser-tissue interaction, K. Awazu(eds), Laser Technology for Medical Applications, 377-384, 2007, Elsevier Science KK.

利益相反の開示

基礎および臨床研究論文については、利益相反(conflict of interest)の有無を本文の最後に明記すること。利益相反のある場合には、関係した企業・団体名・具体的内容(研究費・その他の助成、競合関係など)を明記すること。論文の採否には影響しない。

- ・ 記載例；
利益相反なし。
利益相反あり。本試験に関する費用は〇〇株式会社が負担した。

また、利益相反のある場合は、「(様式1)日本レーザー医学会誌投稿者のCOI申告書」に著者全員分自筆署名したものをPDFファイルにし、パスワードによるセキュリティを施し、下記の学会事務局へ送付すること。なお、パスワードはPDFファイルの添付されたメールとは別メールで送信すること。

〒105-8335 東京都港区芝3-23-1 セレスティン芝三井ビルディング 株式会社JTBコミュニケーションデザイン内
特定非営利活動法人 日本レーザー医学会 事務局 担当: 田井 宛
E-mail: jslsm@jtbcom.co.jp

9. 校正

校正は再校までとし、著者が行い、指定期日内に返却するものとする。校正に際しては朱書きで行い、誤植以外の変更、削除、挿入は避けること。原稿は原則として返却しない。

10. 掲載料

- 1) 掲載料、査読審査料は本学会が負担する。
- 2) 図、表、写真などのカラー印刷料は原則著者負担とする。ただし、依頼原稿については本学会が負担する。
- 3) 別刷は20部以上とし、著者負担とする。以下に別刷料金表を示す。

「日本レーザー医学会誌」別刷料金表 (単位：円)

部数 頁数	20部	50部	100部	150部	200部
2頁以内	10,000	18,000	23,000	28,000	33,000
6頁以内	20,000	28,000	33,000	38,000	43,000
10頁以内	36,000	43,000	48,000	53,000	58,000
制限頁数超過分*	8,000/頁	9,000/頁	10,000/頁	11,000/頁	12,000/頁

*：制限頁数内料金にプラスされます。

11. 投稿論文要項

オンラインによる投稿を推奨する。

<http://mc.manuscriptcentral.com/jjslsm> より、ページ掲載の指示に従って必要事項を入力し、原稿データをアップロードすること。なお、本システムはScholarOne Manuscriptsを利用しており、初めて利用する場合は画面右にある“アカウントをお持ちでない場合／新規登録”からアカウントを作成し、入稿作業を進めること。また、原稿データを作成の際、本文ファイルには氏名・所属・連絡先等の個人情報は含めないこと。(アップロードされたデータから自動的に査読用データを作成するため)

※原稿のオンライン投稿に際し準備いただくデータ

- ・表紙データ(和英タイトル, 和英氏名, 和英所属, 論文責任者(Corresponding author)連絡先, 連絡担当者(Contact Author)連絡先)
- ・本文データ(和英タイトル, 和英要旨, 和英キーワード, 本文, 参考文献. 氏名・所属等の個人情報は含めないこと)
- ・図説/Figure Legendsデータ(英語. 本文データに含めても良い)
- ・図表データ(本文データに含めても良い)
- ・著者情報データ(顔写真および略歴(任意). 著者全員が望ましい)
- ・著作権譲渡書データ(後日, 下記問い合わせ先に郵送もしくは電子メールの添付ファイルで送付しても良い)
- ・その他(カバーレターなど)

12. 問い合わせ先

〒602-8048 京都市上京区下売通小川東入ル
中西印刷株式会社
日本レーザー医学会 編集事務局 宛
TEL 075-441-3155, FAX 075-417-2050 E-mail: jslsm-ed@nacoss.com

附則

1. 本規定の実施に関して必要となる細則については、それぞれ関連の規定類中で定めるものとする。
2. 本規定の改正は、本学会編集委員会の承認を受けるものとする。
3. 本規定は、平成20年11月14日、理事会において承認制定。
4. 平成21年3月1日、別刷り料金表を改定。
5. 平成24年4月3日、「10. 投稿論文要項」を改定
6. 平成24年11月9日、「7. 原稿作成上の注意、執筆要領 利益相反の開示」を改定
7. 平成27年1月1日、「7. 原稿作成上の注意、執筆要領 図および表、引用文献記載法」を改定
8. 平成28年4月1日、「3. 研究倫理、8. 原稿作成上の注意、執筆要領 図および表」を改定

日本レーザー医学会著作権規定

(目的)

第 1 条 この規定は、日本レーザー医学会(以下、本学会)が発行する日本レーザー医学会誌(以下、本誌)に掲載する論文に関する著作権の取り扱いに関して取り決めるものである。

(用語)

第 2 条 本規定において使用する用語の定義は次の各号のとおりとする。

1. 著作権：日本国の著作権法第17条に規定されている著作権(複製権、上演権及び演奏権、公衆送信権等、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権および翻案権等、二次的著作物の利用に関する原作者の権利)さらに複製権に於ける出版権、および電子メディア化する権利(公衆送信権を含む)などをいう。
2. 著作物：日本国の著作権法第2条第1項第1号に規定された著作物をいう。
3. 著作者：日本国の著作権法第2条第1項第2号に定める著作物を創作する者をいう。

(著作権の帰属)

第 3 条 本誌に掲載される論文の著作権は、国内外を問わず、原則として本学会に帰属する。

(著作権の譲渡)

第 4 条 著作者から本学会への著作権の譲渡は、著作者が論文を本学会に提出するに当たり、本著作権規定を確認し、著作権譲渡書を提出した時点で成立するものとする。

2) 当該論文が本誌に掲載されないことが決定された場合、本学会は当該論文の著作権を著作者に返還する。

(著作権の利用)

第 5 条 著作者自身が、私的目的のために自己の著作物を著作権法第30条の範囲内で利用する場合には、本学会の許諾を必要としない。

2) 本誌に掲載された論文について、第三者より著作権の利用許諾申請があった場合、本誌編集委員会において審議し、適当と認めたものに限り許諾を行う。

3) 前項の措置によって第三者から支払いがあった場合には、本学会会計に繰り入れ、学会活動に有効に活用する。

(著作者の責任)

第 6 条 本誌に掲載された論文の内容については、著作者が創作に関与した部分については、その著作者自身が責任を負うものとする。

2) 本誌に掲載された論文が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文の著作者が創作に関与した部分については、当該論文の著作者が一切の責任を負う。

(著作権侵害排除)

第 7 条 本誌に掲載された論文に対して、第三者による著作権侵害があった場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

(例外的取扱い)

第 8 条 本会と他の学協会等が協力して開催する事業活動の際に、論文原稿等を募る場合において、他の学協会等との間で別段の取決めがなされた場合には、当該取決めを本規定に優先して適用することができる。

(既発行の著作物の取扱い)

第 9 条 本規定の施行前に本学会が著作権を有する著作物については、著作者から別段の申し出があり、本学会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この既定の各号を準用する。

(発効期日)

第10条 この規定は平成20年11月14日より有効とする。

附則

1. 著作権に関し、本規定に定められていない事項については「著作権法」に拠る。
2. 本学会発行の著作物は、本誌掲載論文と、他の学協会と共同で行なった講演会などにおいて発行した予稿集に準じる発行物を指す。また、その媒体については、販売印刷物・無料配布物・CD-ROM等電子媒体で作成したもの、及びホームページ(Webページ)等公衆送信で提供するものなどを指す。
3. 本規定の実施に関して必要となる細則については、それぞれ関連の規定類中で定めるものとする。
4. 本規定の改正は、本学会編集委員会の承認を受けるものとする。
5. 本規定は、平成20年11月14日、理事会において承認制定。

著作権譲渡書および関連法規遵守宣言書
(本譲渡書を論文投稿時に提出してください)

論文題目；

著作者氏名（全員）；

所属機関（全員分）；

- ①標記著作者は「日本レーザー医学会誌著作権規定」の記述を理解し、著作権の日本レーザー医学会（以下、本学会）への譲渡に同意する。
- ②標記著作者は下記内容の全項目について標記論文が該当することを確認している。
- 投稿論文等およびそれに本質的な類似性を持つものが、過去に公開されたことが無いこと。かつ本学会誌以外の出版物への公開を予定していないことを宣言する。（ただし、総会抄録などの本学会および関連学会主催の公開会合で発表されるものは除く）
 - 著作権法を遵守し、他の著作物の著作権を侵害していないこと。許諾が必要な転載については著者が許諾を書面で得ている。
 - ヒトを対象とする内容についてはヘルシンキ宣言を遵守し、その主旨に従い「倫理的に行われ」ている、且つ「インフォームドコンセントがかわされ」ている。
 - ヒトを対象とした研究を扱う論文では、所属する施設等の倫理委員会から許可を受けたこと、および各患者からインフォームド・コンセントを得た旨が記載されている。
 - 動物を対象とする内容については、「所属施設の動物実験に関する指針」に基づいて倫理的に行われた旨が明記されている。
 - 国内関係省庁機関による「臨床研究に関する倫理指針」、「疫学研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究指針の在り方について」、「個人情報保護ガイドライン」等最新の関連法規、指針を遵守している。
- ③宣言違反が判明した場合は、著作権譲渡は無効化する。

上記①②③内容は相違ないことを認めます

氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日

(注意1) 署名は著者全員分、自筆で記入してください。

(注意2) 書名欄が足りない場合は別紙を使用してください。

送付先； 〒565-0871

大阪府吹田市山田丘2-1-A1-411

大阪大学大学院工学研究科 環境・エネルギー工学専攻 粟津研究室内

日本レーザー医学会編集委員会 宛

TEL: 06-6879-8152 FAX: 06-6879-8152 E-mail: jslsm-edit@see.eng.osaka-u.ac.jp

著作権譲渡書および関連法規遵守宣言書(別紙)
(署名欄が足りない場合は本書を利用してください)

氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日
氏名	署名日

(注意) 署名欄が足りない場合は適宜追加してください。